

# 医療関連感染対策指針

医療法人康生会武田病院

## 1. 医療関連感染に関する基本的な考え方

医療法人康生会武田病院は、患者、家族、来院される関連企業、地域住民、職員を対象に安全で満足度の高い、質の高い医療の提供を行うために、手指衛生を遵守し擦式消毒剤の使用量を増加させ、医療関連感染を未然に防止する。また発生を早期に感知し制圧することを推進する。

### 1) 現状認識

医療法では「医療関連感染対策」は、「医療安全の確保」に義務付けられた1項目として求められている。当院においても、医療の安全を確保する観点から医療関連感染の発生を防止すること、発生時には状況把握、原因分析、制圧対策に取り組むことが極めて重要である。

### 2) 基本的姿勢

手指衛生を遵守し医療関連感染の発生を未然に防止すること、ひとたび集団発生あるいは異常発生を起こした際には、その原因を迅速に特定し、感染症が拡大しないよう制圧対策を講じ、終息を図るべく組織横断的な臨時感染対策委員会を召集し感染制御チームが活動を開始する。院内感染対策委員会・感染制御チームは、日常的に感染症の院内発生状況の把握、分析、報告を行う。また、総合的な感染対策マニュアルと必要に応じた部門ごとの、それぞれ特有の対策を盛り込んだマニュアルを整備し、常に見直し更新する。感染予防技能や意識の向上を高めるために教育、啓発活動等の積極的な取り組みを行う。全ての医療関連感染症を防止することは困難であるが、安全かつ適切な医療を提供するため医療関連感染を防止する必要な事項を定める。

## 2. 具体的な推進方策

### 感染対策組織の構築

医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図るために組織横断的に機能するシステムと体制を構築する。また、外部サーベイランスネットワーク(J-SIPHE)に参加し多施設と自施設のデータを比較活用し感染管理につなげる。

### 1) 院内感染対策組織の構築

#### (1) 院内感染対策委員会(Infection Control Committee: ICC)

日常的に感染症の発生状況の把握、分析、報告を行うとともに、発生を未然に防止する対策、感染症が発生した場合速やかに拡大させない制圧対策を行う等、医療関連感染に関する中枢的な役割を担うため、院内の組織横断的な「委員会」を設ける。

#### (2) 感染制御チーム(Infection Control Team: ICT)

院内感染対策委員会(ICC)の方針に則って、より具体的に感染対策を計画、実行、評価する実働チームを置く。ICCにより任命された感染対策の専門知識を有する多職種によって構成される。

(3) 抗菌薬適正使用支援チーム (Antimicrobial Stewardship Team: AST)

『薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン 2023-2027』の目標値に近づけるよう、抗菌薬が適正に使用出来るよう支援する。所属部門により ICT メンバーが AST メンバーも兼任する。

(4) 感染対策リンクナース会

看護部各所属の看護師によって構成される。職場における感染対策のリーダーとして、ICC・ICTで決定された感染対策を実行する。特に手指衛生の遵守・擦式消毒使用量増加推進活動では大きな役割モデルであり、サーベイランス活動も行う。

(5) 臨時感染対策委員会

院内において重大な感染症の集団発生あるいは異常発生、又は発生の疑いがあると判断したときは、速やかに臨時感染対策委員会を開催し、発生状況の把握、分析を行い、必要な制圧対策を協議し対策を周知し終息を図る。

(6) 病棟感染担当医

病棟感染担当医は、病棟に関係する医師・病棟師長で任命し各病棟単位で活動する。病棟感染担当医は感染対策の模範となり、師長・リンクナースと共に手指衛生の遵守、擦式消毒剤使用量の増加を推進する。また病棟内で院内感染が発生した場合は積極的に関与する

2) 医療関連感染発生時の対応

感染症の集団発生又は異常発生時及び発生が疑われたときには、速やかに発生の原因を分析し、制圧対策をたて、終息に向けて組織横断的に対応する。

(1) 感染症の発生状況の把握、分析、報告

① 日常的に感染症の発生状況を把握し、分析を行い全職員に報告することで、感染症の発生動向の情報を共有し、医療関連感染の発生の予防、まん延の防止及び改善の方策を図る。そのため、施設として必要なサーベイランスを実施する。

② 発生した医療関連感染症が正常範囲の発生か、集団発生あるいは異常発生か、の判断がつきにくい時は、厚生労働省地域支援ネットワーク担当事務局、日本環境感染学会認定教育病院責任者又は日本感染症学会施設内感染談窓口にご相談する。

(2) 感染症集団発生又は異常発生時の対応 (アウトブレイク)

① 感染症が集団発生あるいは異常発生を迅速に特定し対応する。

② 感染症の集団発生あるいは異常発生には、感染症対策本部のもと病院の総力を挙げて、制圧の初動体制を含め迅速な対応により終息を図る。

③ 感染症法等に規定されている疾患及び集団発生あるいは異常発生を察知した場合には、速やかに所轄保健所に届出等を行う。

④ 必要時には地域のネットワークや公的機関と連携を図り、感染の制圧に努める。

⑤ 感染に関わる情報管理広報担当者を指名し関係機関に適切に報告行う。なお、患者のプライバシー、名誉を尊重しなければならない。

⑥ 感染性廃棄物は、感染性廃棄物処理マニュアルに基づき、密閉した容器で収集運搬し、適切に処理する。

### 3) 医療関連感染制御のための研修

- (1) 院内感染対策委員会は、予め作成した研修計画に従い、新採用者研修及び概ね6カ月に1回、全職員を対象にした医療関連感染制御のための研修会を定期的実施する。また医師、薬剤師、検査技師、薬剤師を中心にした抗菌薬の研修を2回／年開催する。全職員を対象にした感染対策研修が抗菌薬の研修である場合、どちらも開催した事とする。
- (2) 研修は、職員個々の院内感染に対する意識を高め、技能向上を図ることを目的に行い、医療関連感染制御の基本的な考え方及び具体的方策について、全職員に周知徹底する。
- (3) 研修実施後は、参加者の意見を聞き、評価と改善を行う。
- (4) 職員は、研修が実施される際は、極力受講するよう努めなくてはならない。
- (5) 委員会は、職員研修に関する事項を記録し、その記録は、感染管理室で保管する。

### 4) 感染対策マニュアルの整備

感染症の発生を予防し、感染症が発生した際には、その拡大を防ぐことが重要である。日常から感染予防手順と感染予防技術の確実性を高めるために、院内感染対策マニュアルを整備し、全職員に周知徹底する。教育、啓発活動を重ね標準予防策による予防対策の徹底と感染症の発生時は、マニュアルの各制御策を活用する。

- (1) 院内全体で共通のものとして活用する総合的なマニュアルを整備する。
- (2) 必要に応じて部門ごとに、それぞれ特有の対策を盛り込んだマニュアルを整備する。
- (3) 標準予防策と感染経路別予防策及び、手指衛生を周知徹底させる。
- (4) マニュアルは、各部門、各職種の実践に提供されるものである。可能な限り科学的根拠に基づいた制御策で現実的に有効性があり、経済的にも有効な対策であるもの作成する。
- (5) 常に最新の科学的根拠の観点からマニュアルの見直しを行い、より充実した内容にする。

### 5) 職員の安全管理

医療機関の特徴上、そこで働く職員の安全を確保しなければならない。また、それは患者及び患者家族への感染対策にも直結しており、職員の健康と安全の管理は医療サービスにつながる。

- (1) 職員の予防接種の推進に努める。
- (2) 安全器材の使用を推進する。
- (3) 定期健康診断や接触者検診などの受診は職員の義務であり、病院は受診率をあげる対策を行うことが義務である。
- (4) 標準予防策と感染経路別予防策の周知徹底を図る。

## 3. 患者への情報提供と説明

- (1) 患者及び患者家族に対して適切なインフォームドコンセントを行う。
- (2) 医療関連感染対策指針の閲覧や照会には速やかに対応し、情報提供を行い、病院の信頼の確保に努める。
- (3) 患者、家族に手指衛生をうながし、院内感染対策を実施する。  
また季節型感染症の流行期間は、院内でのマスク着用も協力を得る。